



ホームページもご覧下さい

福島法人会

検索

<https://f-hojin.or.jp>



ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

令和6年7月1日発行 第561号



私のポケット

日本DX大賞2024の行政機関・公的機関部門に福島市がファイナリストに選出されました。発刊される時には結果が出ていますが、是非、大賞をとって頂きたいです。

デジタルつながりでいきますと先日、「職場のデジタル化について」のアンケート結果を見ました。デジタル化が進んでいると感じる・どちらかというと感じると回答が56%でした。回答の中で、どのようなデジタル化が進んでいるかの回答で約80%がペーパーレスでした。一方、矛盾を感じた取り組みで、「ZOOM会議なのに資料を紙で配布」ちよつと笑ってしまいました。

私は、職業柄、紙を無くしたい。減らしたいと相談を受けることがあります。「どの業務ですか?」とお尋ねすると意外に回答にまつられる場合もあります。ペーパーレスは目的ではなく、結果です。一部、電子化に成功して、気がついたら元通り、なんてことも良くあります。全体を俯瞰して、効果的な改善をすることが重要です。

(高橋記)

第12回通常総会・記念講演会開催

令和6年6月5日（水）、ウエディングエルティにて、第12回通常総会・記念講演会を開催しました。

記念講演会は、医学ジャーナリストで医学博士の植田美津恵氏を講師に迎え、「戦国武将に学ぶ健康法」と題し、一般聴講者も含め約140名が参加しました。

講演では、魅力ある武将たちの健康や病のエピソード、ご自身が乳がんになった時の実体験なども交えて話されました。病気についての様々なデータを用い、また、わかりやすくユーモアのある話しぶりに、参加者は熱心に耳を傾けていました。

いくつかご紹介いたします。

〔腹八分目を守った家康〕

儉約家だった徳川家康は、粗食を心がけ、腹八分目を実践していました。お腹が空いた状態では、長寿遺伝子がオンになり、満腹時はオフになります。オフの状態が続くと生活習慣病のリスクが高まります。また、家康の晩年は総入れ歯だったそうですが、やはり歯は大事で、定期的に歯医者に通うことは認知症やガンの予防にもつながるとのことでした。



講師 植田美津恵氏



講演会



懇親会

〔信長の筋肉はすごかった〕

筋肉を鍛えることも大事です。織田信長はよく運動をし、特に足の筋肉が発達していたそうです。標高329m 金華山の山頂にあった岐阜城に居た9年間は、頻繁に山頂とふもとを往復していました。

〔武将たちは「声」が大きい（織田信長、豊臣秀吉、福島正則など）〕

声の大きい人は、声帯が大きく発達している傾向があります。最近が高齢者の誤嚥性肺炎による死亡が増えおり、声帯の老化もその原因です。老化を防ぐために、まずは姿勢を良くすること。そして、のどの筋肉を鍛える運動も予防につながります。

講演会後に行われた第12回通常総会は、福島税務署藤田一志署長はじめ多くの来賓の方々にご臨席いただき、会員出席は約160名（他委任状出席1377社）となりました。

会長代理として、岸秀年副会長が挨拶を述べ、議事進行を務めました。

議事では、報告事項として①令和5年度事業、②令和6年度事業計画、③令和6年度収支予算について説明、決議事項として①令和5年度決算報告について原案通り承認されました。

令和5年度事業では、ほぼ計画どおりの事業を滞りなく実施し、前年度よりも実施事業数や参加人数が増加したこと、会員数が3年ぶりに純増となったことなどの報告がなされました。

また、表彰規程に基づく表彰も行われました。受賞者は下記のとおりです。

総会後は、懇親会を開催しました。

約120名が参加し、会員相互の親睦を深めました。

開催にあたりご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和5年度表彰受賞者

（敬称略）

《会員増強表彰》

樋口 郁雄（福島信用金庫）
箱岩 偉（有テレサ）
横山 利幸（株福島銀行）



右から、岸副会長、樋口郁雄氏、箱岩偉氏、鈴木信一氏（横山利幸氏代理）

《会員増強優秀支部表彰》 《銅賞》

公益社団法人福島法人会国見支部

《福利厚生制度推進表彰》

経営者大型総合保障制度推進

《金賞》

高野 恭子（大同生命福島営業所）

《銅賞》

阿部 洋子（大同生命福島営業所）



齋藤規雄国見支部長



右から、岸副会長、高野恭子氏、阿部洋子氏



《令和6年度税制改正関係（消費税関係）》

令和6年度の税制改正により、消費税法等の一部が改正されました。この改正により、仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直しが行われましたので、お知らせします。

1 インボイス制度における特例

令和5年10月1日に開始したインボイス制度では、インボイス発行事業者である売手には買手の求めに応じインボイスの交付義務が生じ、買手はその保存が仕入税額控除の要件となりますが、取引によってはインボイスの交付が困難なものや、保存を行うことが困難な課税仕入れもあります。そのため、インボイスを交付することが困難な一定のものは、インボイスの交付義務が免除され、また、インボイスの交付を受けることが困難な一定の場合は、買手は一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

この場合、帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項に加え「課税仕入れの相手方の住所又は所在地（※）」

と「特例の対象となる旨」の記載が必要となります。

（※）公共交通機関特例の対象事業者など、国税庁長官が指定する者に係るものである場合は、記載不要です。

2 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

今回の改正により、自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ（自動販売機特例（※1）が適用される取引）並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（回収特例（※2）が適用される取引）のうち税込3万円未満の取引における帳簿の記載事項については、「住所又は所在地」の記載が不要とされました。

（※1）自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に係る税込価額が3万円未満の取引について、その買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。（※2）入場券等で適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されているものが、引換給付の際に適格請求書発行事業者により回収される場合、当該引換給付を受ける買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

3 適用開始時期

令和5年10月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

なお、既に帳簿に「住所又は所在地」を記載していたとしても、対応は不要です。また、今回の見直し後も引き続き帳簿に「住所又は所在地」を記載していたとしても、問題ありません。

結果として、

2	8	自販機 飲料 [※]	3,000
2	8	〇〇施設入場券	8,000

このような記載になるが、ここでいう「自販機」「〇〇施設入場券」という記載は「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」及び「特例の対象となる旨」の双方を表すものとなる。

ポイント
令和5年10月1日以降の取引から、住所等の記載は不要となる。

○ 会議の際に提供する飲料（1本150円）を自動販売機で20本（3,000円）購入した場合

総勘定元帳（会議費） ※は軽減税率対象品目				
XX年	月	日	摘要	借方
2	8		市 自販機 飲料 [※]	3,000
⋮	⋮		⋮	⋮

○ 従業員の福利厚生目的で〇〇施設の入場券（1枚2,000円）を4枚（8,000円）購入した場合

総勘定元帳（福利厚生費）				
XX年	月	日	摘要	借方
2	8		市 〇〇施設入場券	8,000
⋮	⋮		⋮	⋮

県税からのお知らせ

《eLTAXが便利です》

福島県では、eLTAX（地方税ポータルシステム）による、電子申告、電子納付、電子申請・届出が可能です。

◇対象税目

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）・たばこ税・ゴルフ場利用税

eLTAXで、申告から納税までワンストップで手続きを行うことができ、金融機関へ出向くことなく、複数の地方団体へ一括で納付できるため、大変便利です。

なお、資本金1億円超の普通法人等が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告については、eLTAXによる提出が義務化されておりますので、御注意ください。

◇eLTAXの操作に関しては、eLTAXヘルプデスク（電話0570-0811459）にお問合せください。

◇その他、県税に関しては、最寄りの地方振興局県税部または県庁税務課までお問い合わせください。

（県庁税務課）

デジタル化が進む 税務現場

世の中は、電子化の動きを加速させています。お札が新券に変わるのを目前にして現金のキャッシュレス化が進み、現金の使用が急激に減少して渋沢さんにお会いする機会も減ってきてそうです。

その中で、納税者に直接関わる税務の現場においても、デジタル化が推進され数年前とは大きく様変わりしています。年末調整の資料の配付、申告書の配布が廃止され、申告は電子申告が主流となりペーパーレス化が進んでいます。税務署の配付資料によれば法人税・消費税の申告は90%を超え、電子申告は定着したと判断されたものと思われ

ます。次の目標としているのがキャッシュレス納付、4月から申告の案内には申告書や納付書が封入されていません。ダイレクト納付を進めるパンフレットのみです。また、来年度からは、窓口での収受印も廃止することとされています。

これらの税務行政の現場の対応は、申告・納税の当事者となる納税者にとつては避けて通れない問題となります。納税者には、日本を代表する上場企業から高齢化しながらも必死で働

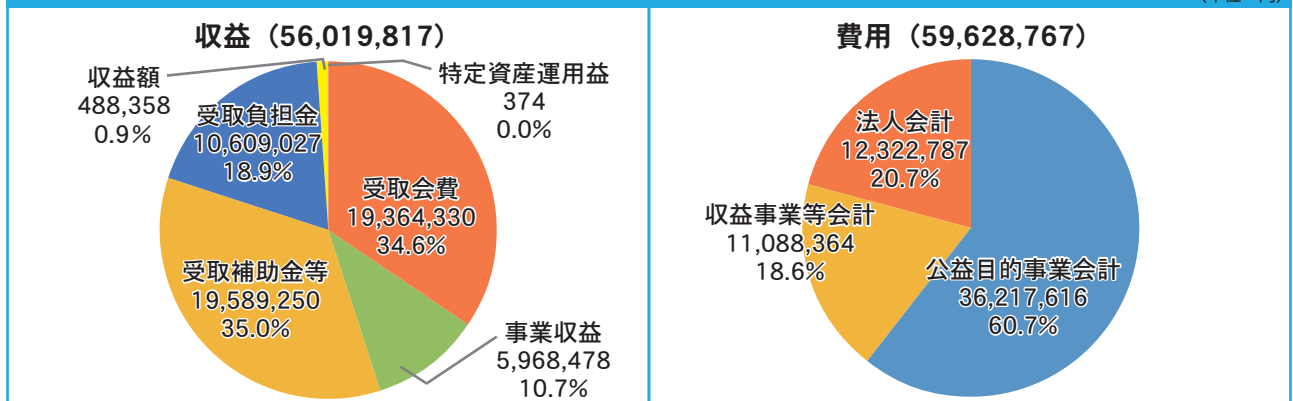
て申告をしている納税者まで千差万別の幅があり、これらの納税者の実態に合わせた税務行政の対応がなければ課税の公平は保てなくなっていくます。基本はすべて電子申請ができるように整備が進んでいるので問題はないと判断する税務当局ですが、弱小零細企業へのきめ細かい配慮も必要と思われる

現在進行している税務行政の流れを否定するものではありませんが、納税者として考えて置くべき視点として、法律に定められた行為なのか、デジタル化推進のためのお願いなのかと言うことがあります。デジタル化推進については、納税者を規制する法律はないと考えて良いと思います。業務の利便性・効率化を図るためにお薦めしますということ、対応するかどうかは納税者の判断です。電子帳簿保存法についても前提に誤解があるように思われます。第1条の趣旨で「納税者が電子帳簿を選択した場合の特例を定める」とされています。従来の帳簿を否定するものではなく、ペーパーレス化は時代の要請であることから電子帳簿の要件を満たせば正式な帳簿と認めますと言うことが法の趣旨から読み取れます。日常業務のデジタル化を推進する政策目的から、電子帳簿を前提とする過度の判断がされているようにも思われます。納税者の冷静な判断が求められます。

東北税理士会福島支部 大竹 隆

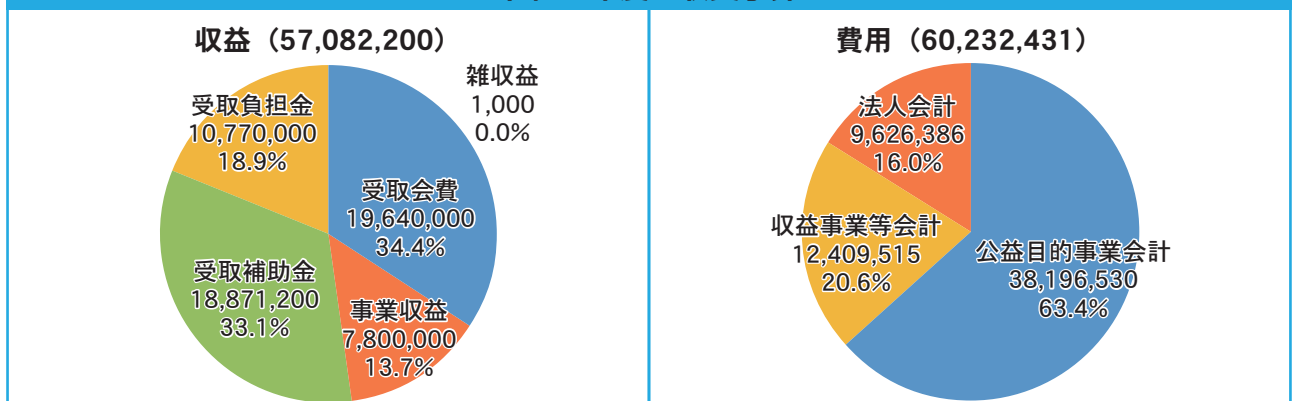
令和5年度 決算（正味財産増減計算書）

(単位：円)



令和6年度 収支予算

(単位：円)



詳しい内容は、福島法人会ホームページの情報公開資料から確認することができます。

青年部会

・献血活動

5月26日(日)、道の駅ふくしまで今年度初の献血活動を行いました。前回、同所で過去最高の献血者数を記録したので、今回も多くの方が来ることを期待しました。皆様のご協力のおかげで期待通りの成果をあげることができました。特に、天候にも恵まれ、多くの方が足を運びやすい状況が整い、受付人数は過去最高の86名、実献血者数は73名となり、多くの献血が実現しました。同日、道の駅ではイベントも開催され、大変な賑わいを見せました。

少子高齢化の影響で、輸血を必要とする高齢者が増加している一方、若い世代の献血が減少しており、その協力



者数はこの10年間で約3割減少しています。血液は長期保存ができないため、定期的な献血協力が必須です。今後は、献血未経験者に理解を求め、協力の輪を広げたいと考えています。次回の献血は10月初旬に道の駅ふくしまで行う予定です。より多くの部会員の皆様や各企業の皆様など、一人でも多くの方に来場していただけることを期待しております。皆様のご協力を心よりお願いいたします。



・青年部会研修交流会

第十二回福島法人会青年部会研修交流会を、6月10日ウエディングエルティにおいて開催しました。藤田税務署長を始め多数のご来賓の皆様にご臨席をいただき、提出議案も全案承認され、無事終了しました。引き続き令和五年度の卒業式を挙行いたしました。ここからは大笹生支援学校長、OB会員の皆様にもご参加いただき、本日参加の卒業生3名に卒業証書と記念品を贈呈いたしました。この記念品は大笹生支援学校の生徒さんによる革製品(イニシャル入り)です。贈呈の際、実沢部会長よりそれぞれ思い出と感謝の言葉があり、終始和やかに式は進みました。

懇親会では本日出席の新入会員三名を紹介、鈴木女性部会長の乾杯の発声を共々に賑やかにスタートしました。

宴も終盤に差し掛かったころ、正副部会長が募金を呼びかけ、本田・渡辺両委員長が各テーブルをまわりました。そして最後は卒業部会員が部会員の手つなぎアーチの中をくぐり、退場となりました。OB会員となってもよろしくお願いたします。

なお、募金は92,552円もの善意が集まりました。皆様ご協力ありがとうございました。



女性部会

・法人会全国女性フォーラム広島大会
 法人会全国女性フォーラム広島大会が四月十八日に開催され、全国から1700名程が広島グリーンアリーナに集いました。

記念講演は、広島交響楽団桂冠指揮者である下野竜也氏の「音楽・師との出会い〜今、我々に求められること〜」と題してのお話でした。鹿児島県の出身ですが、恩師との出会いで広島を訪れ、そこでの繋がりに感謝しながら、あらゆるジャンルで活躍されています。ブラスバンドの生演奏は、迫力があり元気をもらいました。

物産会場は、定番のもみじ饅頭の他、お好み焼きセット、熊野筆など、購買意欲をそそる商品が並び、多くの列ができていました。

原爆ドームを眺め宮島を観光し、路地裏のお店で美味しいお好み焼きを食べ、大いに広島を満喫しました。来年の全国フォーラムは9月の北海道です！皆さんと参りましょう。今からとても楽しみです。



法人福島法人会女性部会 第12回研修



・女性部会総会

第十二回福島法人会女性部会研修交流会を五月十六日、ウエディングエルティで開催しました。ご来賓に、福島税務署の皆様、法人会会長、青年部会、大同生命保険、アフラックの方々をお迎えし、鈴木洋子部会長が開会の挨拶を述べました。千葉会長からは、激励の言葉を頂戴し誠に心強い限りです。

議事進行はスムーズに進み令和五年度事業報告・決算。六年度事業計画・予算案は順調に承認されました。閉会に際し藤田税務署署長様より祝辞を頂き、総会は無事に終了いたしました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

続いて懇親会が行われ、来賓の方々にもご参加いただきました。実沢青年部会長に乾杯のご発声を頂き、和やかなうちに懇親会を執り行うことができました。これからも部会員一同、法人会活動の充実に努めていきますので、



変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川俣支部チャリティーゴルフ大会

川俣支部（穂積寿男支部長）では、令和6年5月26日（日）、安達太良カントリークラブにおいてチャリティーゴルフ大会を開催いたしました。

今年で4回目となる当事業は、地域社会貢献及び福島法人会川俣支部と、共催の川俣町商工会との会員交流を目的としております。

当日は天気にも恵まれ、総勢64名が参加し、和気あいあいと会員相互の親睦を深めた一日となりました。

大会は、ダブルベリア方式の18ホールストロークプレーにより行われ、優勝は清野忠さん（株小林）、準優勝は高橋道也さん（有高久）、他多数の賞がありました。受賞された皆様



おめでとうございます。また、ご参加いただきました皆様、運営いただいた実行委員の皆様、本当にありがとうございました。

来年も開催する予定です。会員の皆様、是非ご参加をお願いいたします。



翌日の5月27日（月）、チャリティーで募った浄財7万円を、地域医療の充実に役立ててほしいと、社会福祉法人恩賜財団済生会川俣病院に寄付いたしました。



左から、佐久間名誉院長、渡辺院長、穂積支部長、古俣商工会長

福島法人会ホームページよりアクセスしてください

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

会員だけの
特典!!

料金無料!!

セミナーインターネット DVDでレンタル予約 レンタルサービス!

会社や自宅にしながらインターネットから見たいセミナーが予約できます。インターネットでサンプル視聴できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適。



今すぐ
クリック!

STEP1



STEP2



STEP3



豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

■一般経営 ■政治経済 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル ■著名人 ■研修・人材育成 ■実務家 ■労務 ■税務・財務・経理 ■法律

令和6年4月5日

各位

石川県法人会連合会
会長 鶴山庄市

令和6年能登半島地震災害義援金の御礼

この度の能登半島地震の被災者と被災地の復旧・復興支援にご尽力されておられる方々に深く敬意を表します。

「令和6年能登半島地震の災害義援金」の募集につきましては、深いご理解と一方ならぬご支援・ご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

お陰様で、当該義援金の趣旨にご賛同いただいた全国の法人会会員の皆様並びに法人会様から総額 44,535,821 円もの災害義援金を拠出していただきました。

これも偏に、法人会会員の皆様の多大なるご芳志と法人会の役員及び事務局の皆様のご尽力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

当該義援金につきましては、石川県の「令和6年能登半島地震災害義援金」口座に振込ませていただきましたので、大変恐縮ですが、誌上にて、お礼方々ご報告申し上げます。

なお、隆起や陥没、地盤そのものが横に滑る「側方流動」などにより、今もなお地面が動いている被災地の復旧・復興には、相当な年数と多額な費用を要すると言われてしています。

石川県法人会連合会では、これからも被災者と被災地の復旧・復興支援に努めてまいりますので、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新規加入者紹介

* 新入会員のうち情報公開に同意いただいた会員のみを掲載しています

法人名	代表者	住所	業種
(株) AKCIA	林田 和也	福島市野田町5丁目4-45-2階	住宅リフォーム
山口ブロック(株)	山口 崇	福島市郷野目字師々田1-1	建設業
(株) 福島信夫防水	阿部 和幸	福島市上鳥渡字城ノ内前7-1	建設業
(有) 安斎タイヤ商会	安斎 昌徳	福島市郷野目字向町3-3	卸・小売業
(株) ヤナギヤ	佐藤 浩之	福島市渡利字高谷11-3	観光土産品卸

毎週水曜日 8時40分～ FMポコにて「暮らしの税の情報」放送中♪

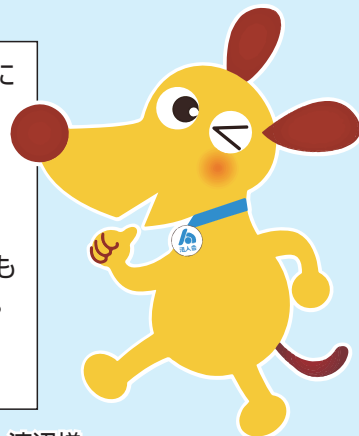
税金クイズ

全問正解された方の中から抽選で3名の方に法人会の
特製クオカードをプレゼント!!

たくさんのご応募、待ってまーす!

※法人会ホームページの応募フォームよりご応募下さい。
発表はお名前のみ掲載させていただきます。

Come
on!



- 1 「温泉施設での宿泊」「お酒」「ゴルフ場でのプレー」消費税以外に税金がかかっているものはいくつある?
① なし ② 1つ ③ 全部
- 2 税はいつの時代からある?
① 弥生時代 ② 飛鳥時代 ③ 鎌倉時代
- 3 アメリカがイギリスの植民地であった1773年に、イギリスがあるものに対してかけていた税金に抵抗して、ボストン事件が起きました。
あるものとは何?
① コーヒー ② 紅茶 ③ 胡椒

※2024年5月号の答え ①…② ②…① ③…③ 当選者 高橋様、半澤様、渡辺様

令和4年度「税に関する高校生の作文」

福島地区税務関係団体協議会長賞

復興における税金の役割について

学校法人東稜学園福島東稜高等学校 三年 菅野綾香

日本は世界有数の災害頻発国である。その中でも二〇一一年に発生した東日本大震災では、多くの人の命を奪い大きな被害をもたらした。しかし、震災発生後に避難区域となっていた市町村は現在になって解除され、徐々に復興している。私は「税」について調べている際、災害からの復興にも税金が使われていることを知った。

が使われているはずだ。被災した人々の日常と笑顔を取り戻し、復興に携わってくださった人達や税金を納めてくださった人達に感謝の気持ちで溢れるとともに、その気持ちを決して忘れてはいけないということ強く思う。

東日本大震災での税金の使い道は、仮設住宅・道路・瓦礫撤去などに使われている。私の地元も震災の影響によって被災してしまい、避難区域となった。大きな爪痕を残したものの、震災から五年経った年には無事に解除された。

最近では、自然災害による被害が多く、さらに新型コロナウイルスなど様々な面で税金が使われている。税金によって多くの人の安全と幸福が守られている。何げない生活が税金によって成り立っていることを改めて実感した。

五年ぶりのふるさととは道路がきちんと整備されたり除染が行われたりなど綺麗に元通りとなった。さらには、私が通うはずだった小学校は真新しい校舎となり初めて校舎を見た時の感情は今でも忘れられない。その校舎で学校生活を送ることとはできなかったものの、今ではふるさとの人たちに愛される校舎となっている。

私は税金について具体的にどのように活用され、どのように役に立っているのか深く知らなかった。しかし、税金は身近な所で使われ学ぶ機会は多くあったことに気づいた。将来自身自身で税金を支払う時がくる。税金によって私が助けられたように私も誰かを助けることができるような納税者になりたい。そのためにも、税金が社会全体のためになっていることを念頭におきながら生活したい。

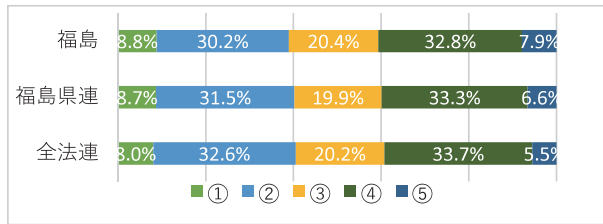
ここまで復興するには、多くの税金



問7 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

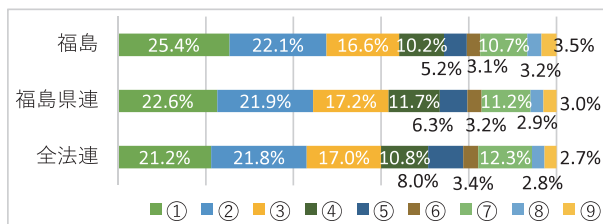
- ①これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ②相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③納税猶予制度の特例措置の更なる拡充・延長を求める
- ④事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤その他



問8 事業承継／相続税・贈与税納税猶予制度（特例措置）

令和6年度税制改正では、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、相続税・贈与税納税猶予の特例制度における特例承継計画の提出期限が令和8年3月末まで2年延長されました。平成30年から令和4年までの特例承継計画申請件数は約14,500件であり、制度の利用が伸び悩んでいます。その原因は何であると考えられますか。以下より3つ以内で選んで下さい。

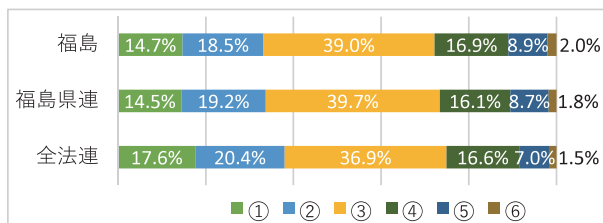
- ①制度自体を知らない
- ②内容が複雑すぎてよく分からない
- ③認定申請書類等の作成、手続きが煩雑
- ④都道府県庁や税務署に一定期間ごとに報告・届出するのが手間
- ⑤納税猶予を取り消された場合のリスクが大きい
- ⑥納税猶予額相当の担保を提供する必要がある
- ⑦時限措置であり、相続・贈与のタイミングが合わない
- ⑧対応してもらえない専門家が少ない
- ⑨その他



問9 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適用していると言われていいます。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

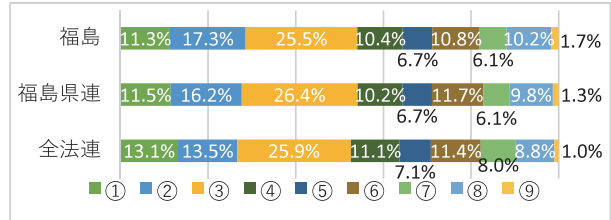
- ①商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ②家屋の評価方法を見直す
- ③償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④免税点を大幅に引き上げる
- ⑤わからない
- ⑥その他



問10 行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国・地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。

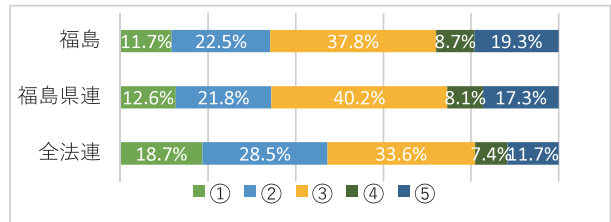
- ①国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ②公務員の人員削減および人件費の抑制
- ③議員数の削減および歳費の抑制
- ④議会のスリム化
- ⑤客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証
- ⑥特殊法人や独立行政法人の見直し
- ⑦デジタル化による業務改革
- ⑧積極的な民間活力の導入
- ⑨その他



問11 税と社会保障

パート等が就労調整を行う要因の一つとして、社会保障や税制上の扶養に影響する「年収の壁」があると言われていいます。さらに、最低賃金の引き上げにより、扶養の範囲内で働くには就労可能時間が今までより少なくなってしまうことから、人手不足で悩む中小企業にとっては深刻な問題となっています。あなたの会社においてパート等の就業調整による影響について、お聞かせください。

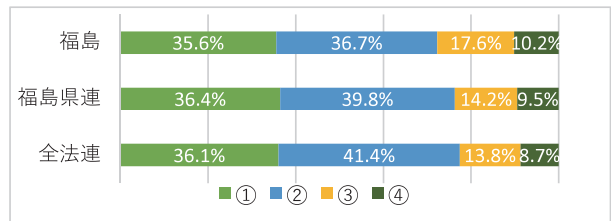
- ①就業調整によって人員が確保できず困っている
- ②就業調整による影響はあるが、何とか対応している
- ③就業調整による影響はほとんどない
- ④わからない
- ⑤その他



問12 社会保険の適用範囲の拡大

従業員101人以上の企業で週20時間以上働く等の短時間労働者（パート等）は、厚生年金保険・健康保険の加入対象となっていますが、本年10月からは「従業員51人以上」の企業にまで拡大されます。今後、企業規模要件をさらに見直していくことも検討されていますが、どう考えますか。

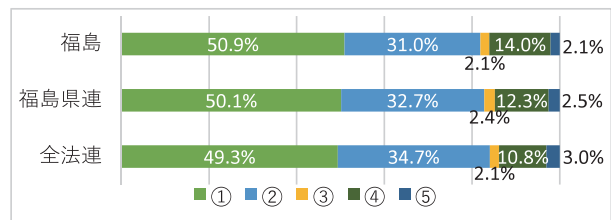
- ①人材を確保するためにはやむを得ない
- ②社会保険料の企業負担が増加するので反対である
- ③わからない
- ④その他



問13 国民負担率

日本の国民負担率は45.1%（令和6年度見直し、租税負担・社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。我が国は、少子高齢化、かつ人口減少という深刻な社会構造問題を抱えており、今後の負担増が予想されますが、国民負担率についてどう考えますか。

- ①高すぎる
- ②現状程度でよい
- ③低すぎる
- ④わからない
- ⑤その他



税制アンケートの結果報告



法人会では、令和7年度の税制改正に関する提言の取りまとめにあたり、会員の意向を反映するために税制アンケートを実施しました。

福島法人会では、全会員へアンケートを郵送したところ443件もの回答をいただきました。

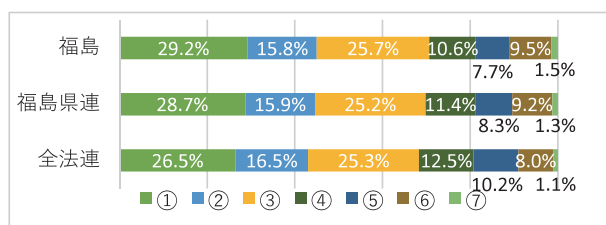
お忙しい中、アンケートにご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

アンケートの結果を、次のとおりご報告いたします。

問1 中小企業向け税制

令和7年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制（法人税関係）で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

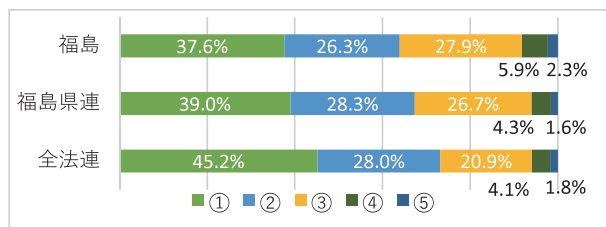
- ①法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
- ②設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④役員給与の損金算入の拡充
- ⑤交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦その他



問2 法人関係/企業の賃上げ

政府は持続的な賃上げを目指しておりますが、物価が高騰する中、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。令和6年度税制改正において、積極的な賃上げ等を促すための税制措置が講じられていますが、あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

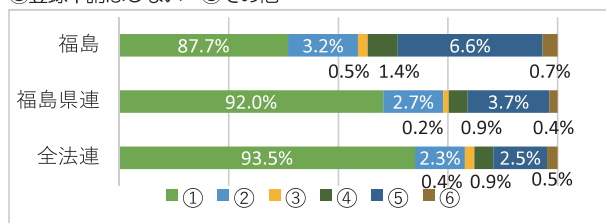
- ①賃上げをする
- ②賃上げを検討したい
- ③賃上げは難しい
- ④わからない
- ⑤その他



問3 消費税/インボイス制度①

令和5年10月1日から「インボイス制度」が導入されました。インボイスを交付するためには「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となりますが、あなたの会社における登録申請状況をお聞かせください。

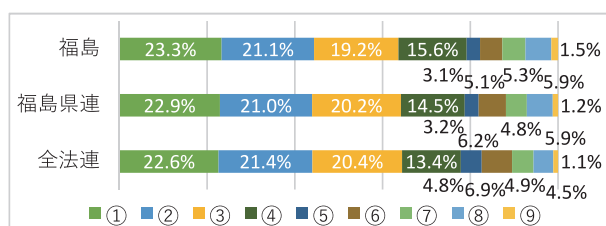
- ①課税事業者であり、登録申請をしている
- ②免税事業者であったが、登録申請をした
- ③免税事業者ではあるが、これから登録申請をする
- ④免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である
- ⑤登録申請はしない
- ⑥その他



問4 消費税/インボイス制度②

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。インボイス制度が導入されたことにより、具体的にどのような負担が増えたのか、以下より3つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

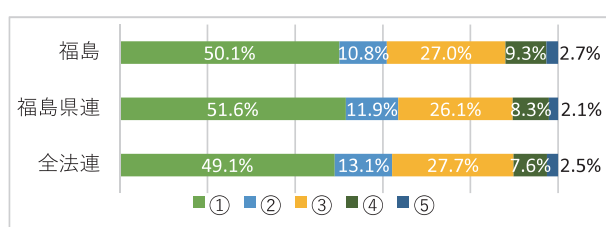
- ①取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- ②受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- ③インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- ④会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- ⑤従業員への社内教育・研修
- ⑥事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑦インボイス処理に伴う設備等への負担増
- ⑧特に問題なく対応できている
- ⑨その他



問5 消費税/インボイス制度③

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

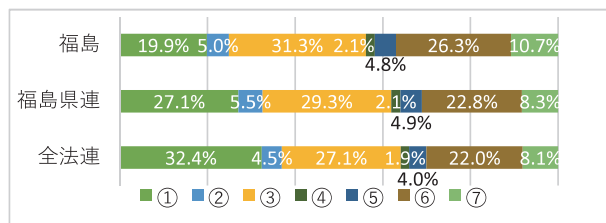
- ①これまでと変わりなく取引を行う
- ②課税事業者にならなければ取引は難しい
- ③6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない
- ④取引をするかしないかについて検討していない
- ⑤その他



問6 事業承継/後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

- ①子や子以外の親族に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ②親族外に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ③後継者は決まっていない（後継者候補に意思を確認していないを含む）
- ④事業を売却する
- ⑤事業承継はせず廃業する
- ⑥当面、事業承継を行う予定はない
- ⑦その他





ポーラCharm店

Interview

オーナー 渡邊 和子 さん

【所在地】 〒960-0112 福島市南大野日字中野敷60-5-2 ル・フランス C101
 【事業内容】 化粧品販売、エステ等
 【電話番号】 024-597-8471、090-6786-0680 (携帯)
 Instagram : https://www.instagram.com/pola_charm.shop
 LINE : <https://line.me/R/ti/p/@127uwpen>



Q. 店の紹介をお願いします。
 化粧品の販売、エステ、健康食品の販売などを行っています。現在、一人でフットワーク軽く営業しています。

Q. お店を立ち上げられた経緯を教えてください。
 自分自身が敏感肌で悩んでおり、POLAの肌プランニングで個肌対応のカウンセリング化粧品のサンプルを使ってみたら肌がみるみる健康なお肌に生まれ変わったんです。何を使ってもヒリヒリしていたのですが、何を使っても大丈夫となりました。このような素晴らしい商品を広めたいと思い増客活動として各ディーラー様やいろいろな店舗様で無料ハンドマッサージを提供していました。

Q. お店の雰囲気について教えてください。
 化粧品を買いに来られたお客様が日常のことも楽しくお話しして帰られることもあります。完全個室でゆっくりと疲れを癒やしていただいております。また、お子様連れのお客様におもちゃやベビークラック、チャイルドチェアもご用意しています。

Q. どのようなメニューがありますか?
 POLAは2024年のオリコン顧客満足度調査でフェイシャルエステ第1位を獲得しています。お肌の調子は内側からも変わるの

で、当店では足裏の刺激から始まり血流を良くし、老廃物が溜まりや

すいデコルテを念入りにほぐし、頭皮から顔までのマッサージを行います。まさに足の先から頭の方までという感じです。施術後はお肌がプルプルに、そしてシユッと小顔になりハリアップします。お客様の中には、肩こりが解消されて整体に行く必要がなくなったという方もいらっしゃいます。

また、お顔のマッサージのときにPOLAで2017年に誕生した日本初の薬用シワ改善化粧品「リンクルショット」を使用するメニューもご用意しています。

施術を受けていただいた方にはハンドマッサージをプレゼントしています。

Q. オススメのメニューはありますか?
 まずは「肌プランニング」をおすすめします。

肌の画像を撮るだけでAIが肌体質を測定することができます。30分ほどで無料で受けられます。ご希望の方には688万通りの中から最適な化粧品を紹介することもできます。

次に「トライアルエステ」があります。

通常価格1回11,000円と全く同じ施術を6,050円で受けていただけます。気に入っていただければお得なコースのご案内もできます。

またお忙しい方向けに着替えなしで顔だけの30分メニュー「フェイシャルリッチ」(4,290円)もあります。

化粧品もまずは体験していただき、気に入っていただけたらエステコースや化粧品の購入などをご検討ください。

Q. クーポン事業へのご協賛ありがとうございます。
 POLAをご利用いただいた方にはタロットやオラクルカードで1か月の運勢やラッキーカラー、アドバイスなどもプレゼントしています。人生を良くしたい、幸せになりたいと思われる方には有料にはなりますが、タロットやオラクルカードでさせていただきます。ご興味のある方は、ご連絡をお待ちしております。

Q. 予約の方法を教えてください。
 完全予約制です。Instagramのダイレクトメッセージ、公式LINE、電話で予約を受け付けています。施術中などで電話に出られない場合は後ほど折り返しご連絡いたします。

Q. 最後に、メッセージまたはPRをお願いします。
 POLAにはアンチエイジングNo.1の商品があるので、ちょっとお肌に悩みが出てきた方から長年解消されない方まで、ぜひご相談ください。お肌の悩みに応じてサンプルをお渡しいたします。

また、Charmではスタッフを募集しています。エステティシャンになりたい方にはほぼ無料で資格取得のサポートを行っています。